

2021年度
自己点検・評価報告書

西南学院大学

目 次

第 1 章	内部質保証	1
第 2 章	教育研究組織	11
第 3 章	教育課程・学習成果	17
第 4 章	学生の受け入れ	29
第 5 章	大学運営・財務	
第 1 節	大学運営	32
第 2 節	財務	39

第1章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

＜本学における内部質保証に関する基本的な考え方＞

2019年度に「全学点検評価委員会（以下、「全学評価委員会」という。）」において、内部質保証の方針を以下のとおり定め、大学ホームページにて公開している【資料1-1】。

内部質保証の方針

本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。

また、内部質保証の方針と併せて、内部質保証推進体制や手続を「西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程（以下、「内部質保証に関する規程」という。）」に定めた【資料1-2】。

「内部質保証に関する規程」の第4条及び第5条に明記しているが、本学では内部質保証を適切に行うために、自己点検・評価の実施を規定している。自己点検・評価については、「西南学院大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」、「西南学院大学自己点検・評価規程細則（以下、「自己点検・評価規程細則」という。）」及び「西南学院大学教学マネジメント委員会規程（以下、「教学マネジメント委員会規程」という。）」に基づき、毎年度「西南学院大学自己点検・評価実施要領（以下、「自己点検・評価実施要領」という。）」を策定した上で実施し、その結果を公表することで、内部質保証の方針に沿って運営している【資料1-3～1-7】。

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割及び学部・研究科等との役割分担＞

2019年度に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「西南学院大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証委員会」という。）」を設置した【資料1-2】。

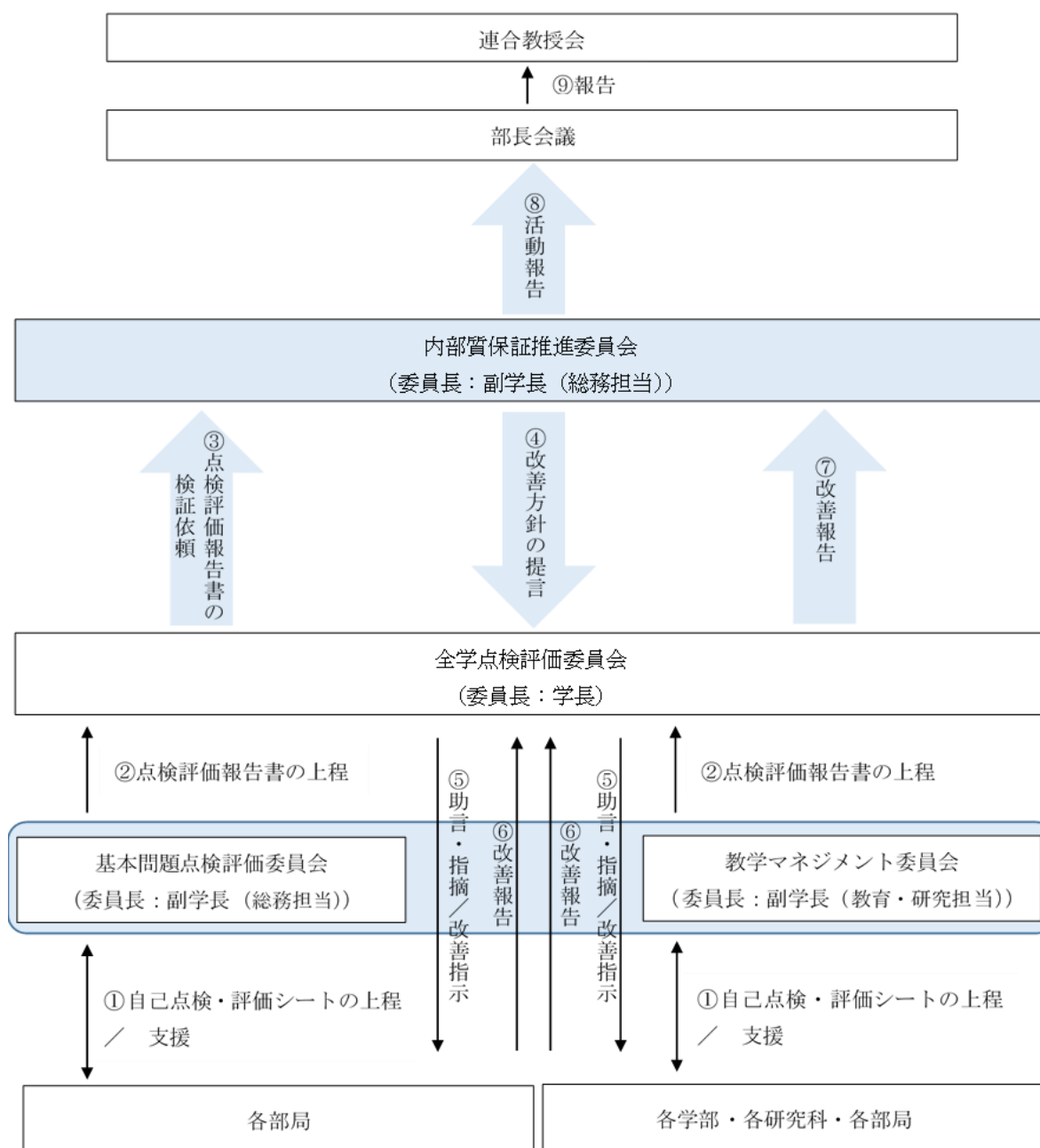
本学では自己点検・評価の実施をとおして、内部質保証システムの構築を図っており、内部質保証委員会は、全学評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会（以下、「基本問題評価委員会」という。）と連携し、内部質保証を推進している。

また、各学部、各研究科、各部局は、教学マネジメント委員会又は基本問題評価委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開しており、さらに、各学部、各研究科、各部局は、それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく、自己点検・評

価シートを用いて、恒常的かつ継続的に改善活動を行っている【資料 1-8】。

内部質保証推進体制図及び内部質保証推進に係る組織の役割等については、以下のとおり、定めている。

<内部質保証推進体制図【資料 1-9】>



助言・指摘：要件は満たしているものの、当該事項を改善することにより教育効果等の更なる向上が見込まれる場合あるいは理念・目的・教育目標等の達成に向け一層の改善を促す場合は「助言・指摘」とする。

改善指示：法令等の最低要件を満たしておらず、早急に改善する必要がある場合は「改善指示」とする。

○内部質保証委員会

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、主たる役割は以下のとおり。

- ① 自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価
- ② 自己点検・評価に係る改善方針の立案及び全学評価委員会への提言
- ③ 教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会への支援
- ④ その他本学の内部質保証に関する業務

○全学評価委員会

全学評価委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進・発展を図る組織であり、主たる役割は以下のとおり。

- ① 自己点検・評価の基本計画及び実施項目に関する事項
- ② 自己点検・評価に関する全学の到達目標、個別の到達目標、評価指標、行動計画等の調整
- ③ 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約及び承認
- ④ 個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・指摘、改善指示
- ⑤ 内部質保証委員会からの提言への対応
- ⑥ 自己点検・評価総括結果の公表
- ⑦ 認証評価機関への申請及び評価結果への対応
- ⑧ その他自己点検・評価及び認証評価に関する事項

○教学マネジメント委員会

本学における教育活動の一連のプロセスのマネジメント（管理及び運営）を行う組織であり、主たる役割は以下のとおり。

- ① 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定
- ② 大学基準のうち、教育及び学習に係る課題の改善
- ③ 府省が提示する各種基準(補助金受給要件を含む)に係る課題の改善
- ④ その他、教育活動の内部質保証推進のための諸活動

○基本問題評価委員会

本学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価を行う組織であり、主たる役割は以下のとおり。

- ① 各部局の自己点検・評価シートの検証
- ② 点検・評価報告書を全学評価委員会に上程
- ③ 本学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に係る課題の改善

○各学部・各研究科・各部局

- ① 自己点検・評価シートによる検証及び自己点検・評価シートの上程
- ② 全学評価委員会からの助言・指摘、改善指示への対応及び改善報告

＜教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針＞

本学では、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針として、建学の精神、使命、理念及び各学位課程における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入れの方針を用い、教育に係る PDCA サイクルを実施している【資料 1-10～1-15】。この運用プロセスについては、内部質保証の方針に基づき、各学部、各研究科、各部局の自己点検・評価を基盤として、教学マネジメント委員会及び全学評価委員会を経て、内部質保証委員会が改善方針の提言（「助言・指摘」、「改善指示」）から改善に至るまでの管理を行っている。改善方針の提言後は、全学評価委員会から教学マネジメント委員会を通じて各学部、各研究科、各部局に「助言・指摘」、「改善指示」が下りる仕組みをとっている【資料 1-9】。これら一連の流れは、以下のとおりである。

- ①各学部、各研究科、各部局単位の点検・評価委員会において自己点検・評価の実施
 - ②教学マネジメント委員会を中心に、上記①の結果を検証するとともに、自己点検・評価報告書を作成し、全学評価委員会へ上程
 - ③全学評価委員会において、大学の自己点検・評価結果及び自己点検・評価報告書を検証し、承認
 - ④内部質保証委員会において、大学の自己点検・評価結果及び自己点検・評価報告書を検証し、全学評価委員会へ改善方針を提言
 - ⑤全学評価委員会より、教学マネジメント委員会を通じ、各学部、各研究科、各部局へ「助言・指摘」、「改善指示」の通達
 - ⑥各学部、各研究科、各部局において、改善の実施。その状況について、教学マネジメント委員会を通じ、全学評価委員会へ報告
 - ⑦全学評価委員会より、内部質保証委員会へ改善状況の報告
- 以上の流れで PDCA サイクルを構築している【資料 1-7～1-9、1-16～1-20】。

点検・評価項目 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

＜全学内部質保証推進組織・学内体制の整備＞

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織については、2019 年度に制定した内部質保証の方針及び「内部質保証に関する規程」に基づき、内部質保証委員会を整備し、2020 年度から内部質保証推進体制を刷新した【資料 1-2、1-9】。2019 年度までは、「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価規程細則」に基づき、全学評価委員会が自己点検・評価の実施から結果の把握、改善に至る全てのプロセスを担っていた【資料 1-3、1-4】。現在は、「内部質保証に関する規程」に基づき、全学評価委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対して内部質保証委員会が自己点検・評価の適切性や妥当性を検証し、改善方針として全学評価委員会に「助言・指摘」、「改善指示」を行っている【資料 1-16】。全学評価委員会は「助言・指摘」、「改善指示」の内容を確認後、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会を通じて、各学部、各研究科、各部局に通達している【資料 1-17、1-18】。その後、各学部、各研究科、各部局は、「助言・指摘」、「改善指示」に基づき種々の改善を図り、その状況を教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会を通じて、全学評価委員会に報

告することとしている。全学評価委員会は、「助言・指摘」、「改善指示」に係る対応状況等を内部質保証委員会に報告することで、内部質保証委員会が改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理する体制を構築している【資料 1-19】。

＜全学内部質保証推進組織のメンバー構成＞

2020 年度の内部質保証委員会のメンバー構成は以下のとおりである。

- ・ 副学長（総務担当）（委員長）
- ・ 大学事務長（副委員長）
- ・ 副学長（教育・研究担当）
- ・ 企画課長
- ・ 公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者
- ・ その他本学の教職員のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者

内部質保証委員会のメンバー構成に係る一つの特徴として、「公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者」を規定しており、2020 年度の実際の運用として 4 名（教員 3 名、職員 1 名）に委嘱し、委員会を運営した。上述の委員は、認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己点検・評価を客観的な視点で検証した上で、改善方針の立案及び提言を行っている。これらの工夫を図ることで、内部質保証委員会を実質的に機能させており、改善の精度向上に努めている【資料 1-2、資料 1-20】。

点検・評価項目 3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点③：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点⑤：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑥：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑦：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

各学位課程における「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「入学者受入れの方針」については、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針の一つとしている。

これら三つの方針策定のための全学的な基本的考え方として「大学の三つの方針」を以下のとおり、策定している【資料 1-11】。

○大学の三つの方針

1. 学位授与の方針

(1) キリスト教教育に基づく社会貢献

キリスト教精神に基づく本学の教育理念を理解し、これを基盤とした倫理的判断力と真摯な探究心を持ち、変動し続ける現代の地域、日本、もしくは世界に貢献し活躍できる能力を身に付けている。

(2) 多様性のある社会におけるコミュニケーション能力

本学で提供される外国語教育を含む科目の履修及び国際交流の機会を通じて、多様な文化を受容し異文化交流に貢献できるとともに、円滑な人間関係を構築し維持できるコミュニケーション能力を身に付けている。

(3) 幅広い教養と深い専門性に基づく問題解決能力

本学で提供される幅広い教養と深い専門知識・技能を培う教育課程を通じて、実社会において主体的に問題を見出し、解決方法を発見できる能力と態度を身に付けている。

2. 教育課程の編成・実施方針

(1) 建学の精神を理解し幅広い教養と社会人としての基礎力を養うために、キリスト教学や語学を含む科目と深い専門知識と技能を培う科目を、順次性と体系性に配慮し、以下のとおり配置する。

専攻科目 各学科において専門的知見と技能を習得するための科目

関連科目 専門分野の視野を広げるために専門分野と関連性の高い科目及び現代社会において求められる情報処理等の基礎的能力を培う科目

共通科目 大学における学習の基礎力と幅広い教養を身に付けるとともに建学の精神への理解を涵養するための科目

(2) 多様な文化の受容性と十分なコミュニケーション能力を培うために、母語以外の言語と地域社会から国際社会まで理解できる科目を配置する。

(3) 自らが追求すべき課題を見出し、その課題の解決能力を養成するために、調査・報告・討論を中心とした少人数での演習を行う科目を配置する。

3. 入学者受入の方針

(1) 建学の精神について理解しようと努める者

(2) 国際社会へ興味・関心を持ち、自らの考えを表現できるとともに、他者の考えを受容できる者

(3) 受動的に学習するだけでなく、自分自身で問題を発見し解決する意思を持つ者

(4) 大学での学びに必要な学習能力を有し、本学における学びを遂行する高い意欲と意思を持つ者

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

<内部質保証推進組織による各学部・各研究科・各部局のPDCAサイクルを機能させる取り組み>

本学では、内部質保証の方針、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」を整備し、内部質保証活動を行う責任主体、組織及び権限等をそれぞれに定めている【資料1-2～1-5】。

また、規程等に基づき、内部質保証を推進する組織として、内部質保証委員会、全学評価委員会、教学マネジメント委員会、基本問題評価委員会等を設置している。

本学の内部質保証活動は、各学部、各研究科、各部局の自己点検・評価を基盤として、教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会ですれらを検証後、全学的な観点から全学評価委員会において自己点検・評価結果を精査し承認している。全学評価委員会で承認後、内部質保証委員会が自己点検・評価の適切性や有効性の点検・評価、自己点検・評価に係る改善方針の立案及び全学評価委員会への提言（「助言・指摘」、「改善指示」）を行い、その改善状況を管理・把握することによって各委員会の連携のもと内部質保証活動を推進している【資料 1-16、1-19】。

＜各学部・各研究科・各部局における点検・評価の定期的な実施＞

＜各学部・各研究科・各部局における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施＞

内部質保証の方針、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」を整備し、内部質保証活動を行う責任主体、組織及び権限等をそれぞれに定め、点検・評価を実施している【資料 1-2～1-5】。

点検・評価の定期的な実施にあたっては、毎年、全学評価委員会において「自己点検・評価実施要領」を作成しており、具体的には、根拠資料等に基づき各学部、各研究科、各部局が自己点検・評価シートを利用して点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別評価委員会において点検・評価し、各組織単位で長所や問題点を抽出している【資料 1-6、1-8】。

2020 年度は、「大学基準 1（理念・目的）、6（教員・教員組織）、7、（学生支援）、8（教育研究等環境）、9（社会連携・社会貢献）」に係る項目を点検・評価項目として、上述してきたフローで全学的に自己点検・評価を実施した。

全学評価委員会は内部質保証委員会からの改善方針の提言を受け、各学部、各研究科、各部局へ「助言・指摘」、「改善指示」を行い、その内容に基づき、各組織単位において、改善・向上の計画的な実施が図られている【資料 1-16、1-19】。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応＞

○行政機関からの指摘事項に対する対応

2020 年度時点においては、行政機関からの指摘事項はない。

○公益財団法人大学基準協会からの指摘事項に対する対応

本学では、2017 年度に公益財団法人大学基準協会による「大学評価（認証評価）」を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、同時に 7 項目の提言（努力課題）が付された【資料 1-21】。

2020 年度は、提言（努力課題）が付された学部・研究科に対し、改善状況を確認し、7 項目すべてにおいて改善が進展していることを全学評価委員会にて確認した【資料 1-22】。提言（努力課題）が付された 7 項目については、改善状況を継続して確認しつつ、2021 年 7 月末日までに改善状況を「改善報告書」にまとめ、公益財団法人大学基準協会への提出を予定している。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

学内における点検・評価における客観性、妥当性の確保については、内部質保証委員会が全学評

価委員会において承認された自己点検・評価報告書を第三者の視点でその適切性及び有効性の点検・評価を行っている【資料 1-23～1-26】。内部質保証委員会の委員には、「公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者」から 4 名（教員 3 名、職員 1 名）に委嘱しており、認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己点検・評価における客観性、妥当性を高めている【資料 1-2、資料 1-20】。

学外における客観性、妥当性の確保については、全学評価委員会で議決された自己点検・評価報告書に基づき、「大学評価（認証評価）」を受審することによって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。

また、懸案となっていた「大学評価（認証評価）」以外の外部評価の導入について、2018 年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結し、2020 年度には、「大学基準 9（社会連携・社会貢献）」のボランティアに係る項目について、相互評価を実施した。2021 年度以降も両大学にて協議の上、相互評価の実施を予定しており、本学における自己点検・評価の客観性、妥当性の更なる上積みを図っていく【資料 1-27～1-28】。

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点③：公表する情報の適切な更新

教育研究活動情報については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページの「情報公開－教育研究基本情報」に法令により定められている事項を公表している【資料 1-29】。

自己点検・評価結果については、大学ホームページの「情報公開－自己点検・認証評価」に自己点検評価結果及び認証評価結果を掲載している【資料 1-30】。

財務情報については、大学ホームページの「情報公開－事業計画・財務」に 2004 年度以降の財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開しており、中長期における本学の財政状況の変化を確認することができる【資料 1-31】。

上記の情報を含む大学ホームページの全情報は、毎年 5 月の年度更新をはじめ、各部署が適宜更新し、常に最新の情報に更新している。

また、その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページやメールマガジン「西南学院 Letter」、大学ポートレート等で広く情報を発信し、社会に対する説明責任を果たしている【資料 1-32、1-33】。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

2020 年度から内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証システムの運営を開始したため、内部質保証システムの適切性について、定期的な点検・評価の実施までには至っていない。2021 年度以降の自己点検・評価において、内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込む必要がある。

2. 長所・特色

2019 年度に内部質保証の方針及び「内部質保証に関する規程」を制定の上、2020 年度から内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証委員会を新たに設置した。内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、上述してきたとおり、自己点検・評価の適切性や有効性の点検・評価、自己点検・評価に係る改善方針の立案及び全学評価委員会への提言等を行う組織としている。

従来は、全学評価委員会において、自己点検・評価の実施から改善に至るまでの全プロセスを管理していた。2020 年度から内部質保証委員会を設置したことによって、自己点検・評価の実施主体と管理主体とが整理された。その結果として内部質保証推進体制がより明確化し、実質的な PDCA サイクルが構築された。

また、2020 年度の内部質保証委員には、副学長や大学事務長のほか、公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者 4 名（教員 3 名、職員 1 名）を委員に加えている。評価委員経験者は認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己点検・評価を客観的な視点で検証することによって、改善の精度を高めている。加えて、内部質保証委員会からの改善方針の提言内容については、本学の教育・研究水準を引き上げるための具体的な内容で提言がなされている。

3. 問題点

2020 年度から内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証システムの運用を開始したため、内部質保証システムの適切性に係る定期的な点検・評価の実施までには至っていない。2021 年度以降の自己点検・評価に内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込み活動する必要がある。

本問題点への改善に向けた取り組みとして、東北学院大学との 2022 年度相互評価において、内部質保証をテーマとして実施を予定している。自己点検・評価以外で内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を実施することで、内部質保証システムのさらなる改善・向上を図っていく。

4. 全体のまとめ

2019 年度に内部質保証の方針を策定するとともに「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証に関する全学的な方針及び手続を具体化した。

本学においては、内部質保証システムを機能させる基盤として、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価については、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」に基づき「自己点検・評価実施要領」を定め、毎年、全学的に取り組んでいる。全学評価委員会において承認された自己点検・評価結果は、内部質保証委員会によって検証され、全学評価委員会へ改善方針として提言がされている。改善方針については、全学評価委員会から教学マネジメント委員会及び基本問題評価委員会を通じて、各学部、各研究科、各部局に周知され、各組織単位で改善を図る体制が構築されている。各学部、各研究科、各部局は改善状況について、全学評価委員会に報告し、全学評価委員会はその内容を内部質保証委員会に報告することで、内部質保証委員会が改善方針の提言から

改善状況までを管理することが可能となっている。これらの体制によって、内部質保証システムを機能させ、PDCA サイクルの実質化を図っている。

また、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、ホームページ等を活用して適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

内部質保証で求められている水準については、概ね基準を充足していると考えられるが、現状では内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価をできていないため、今後の自己点検・評価活動において、内部質保証システムの適切性に係る点検・評価を組み込む必要がある。当該課題については、2021 年度以降の自己点検・評価や東北学院大学との相互評価をとおして、改善していくことが見込まれる。

以上のことから、内部質保証については、大学基準に照らして、概ね良好な水準であると言える。

第2章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点①：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点②：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点③：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<学部構成及び研究科構成>

「西南よ、キリストに忠実なれ」の建学の精神に基づき、「真理の探求及び優れた人格の形成に励み、地域社会及び国際社会に奉仕する創造的な人材を育てること」を使命とする本学は、1949年に新制大学として認可された【資料2-1】。

大学創設時には、学芸学部には神学専攻・英文学専攻・商学専攻を置く単科大学であったが、建学の精神に基づいて教育研究組織の充実に努め、時代の変化及び研究への要請に応じて学部及び研究科等の設置や改組を行い、現在では神学、外国語学、商学、法学、経済学、人間科学、国際文化学等幅広い学問分野にわたって教育を行っており、これらの学問を通じて、様々な人材を養成している。近年では、2016年度に人間科学研究科臨床心理学専攻を設置した。また、2020年度には文学部を外国語学部改編した。

2020年度時点では、学士課程に7学部12学科、博士前期及び修士並びに博士後期課程に7研究科9専攻、専門職学位課程に法務研究科（法科大学院）（2019年度から募集停止）、専攻科に3専攻科、別科に留学生別科を設置している【資料2-2】。

<センター等その他の組織の配置>

本学の学部・研究科以外の教育研究組織は、以下のとおりである【資料2-3】。

（1）宗教部【資料2-4～2-6】

宗教部は、建学の精神である「西南よ、キリストに忠実なれ」を踏まえ、キリスト教主義を具現化することを目的とし、宗教部長、宗教主任及び宗教部委員で構成する宗教部会議で運営している。チャペルアワーやクリスマス行事等宗教行事の運営、公開講演会・演奏会の開催、チャペル等の施設管理、宗教に関する相談、教会紹介等を行っている。

本学独自の教育プログラムであるチャペルアワーは、毎週火曜から木曜まで全学生を対象に開かれている。2020年度のチャペルアワーは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの実施が中心となったが、年間合計59回開催したチャペルアワーの視聴回数は、年間延べ15,417回、1回あたり平均は261回であった。また、近年は宗教カルト団体による勧誘問題に際して、識者との情報共有、大学間ネットワークの形成、学生への注意喚起を行っている。

（2）学術研究所【資料2-7】

学術研究所は、学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的とし、学術研究所長及び各学部選出の学術研究所委員で構成する学術研究所委員会

運営している。

学術研究所は所員（全専任教員）の研究活動を支援するための機関で、所員約 200 人の個人研究室をはじめ、研究会用の大中小の会議室を備えている。本学全 7 学部の教員は全員が学術研究所に所属し、また、法務研究科の一部を除く大学院研究科の全教員が学部教員を兼任しているため、本学の教育研究組織の中核は、ほぼ学術研究所内に集約されている。人間科学部所属の一部の理系教員は 5 号館に、法科大学院教員は法科大学院棟に、それぞれ研究室をもつが、それ以外の所員はすべて学術研究所内に研究室を有している。

（3） 教育・研究推進機構【資料 2-8、2-9】

教育・研究推進機構は、教育及び研究の水準維持並びに質の向上を図るために、各種事業を企画、立案並びに実施することを目的とし、機構長（教育・研究担当副学長）、教務部長、学術研究所長、大学院学務部長、大学事務長、教育支援部事務部長、教務課長、学術研究所事務室長、大学院課長、教育・研究推進課長で構成する教育・研究推進機構運営委員会で運営している。本機構では、本学の教育と研究の質を向上させるため、具体的な企画・立案を各学部、各研究科、各部局に募り、そのプログラムが円滑に運用されるよう支援するとともに、学部・大学院やゼミを対象とする教育支援制度、科学研究費獲得を目指す積極的な研究者を支援する研究支援制度の整備拡充を図っている。

（4） 教職教育センター【資料 2-10】

教職教育センターは、本学の建学の精神・教育理念に則り、教員養成の運営全般にかかる全学的な調整、教員の教育力向上のための企画及び運営を行う等、適正かつ良質な教職課程の運営を安定的に行うための措置を講じ、もって優れた教員を継続的に養成及び輩出することを目的とし、教職教育センター長、教職教育センター主任、教職教育センター教員で構成している。教職教育センターは、教職教育センター主任、教職教育センター教員、教職教育センター委員、教職教育センター教員を除く教育の基礎的理解に関する科目等を担当する全学の専任教員並びに教科及び教科の指導法に関する科目を担当する全学の専任教員から選出の教職教育センター委員で構成される教職教育センター委員会で運営している。教職教育センターでは、教職課程カリキュラムの編成や教職課程の運営等を行っている。

（5） 情報処理センター【資料 2-11～2-13】

情報処理センターは、情報処理センター所長、情報処理センター主任、各学部及び法務研究科選出の情報処理センター委員で構成する情報処理センター委員会で運営している。情報処理センターでは、教育・研究システムに関する業務、情報通信技術を活用する授業の支援に関する業務、ネットワーク・セキュリティに関する業務等を行っている。

（6） 国際センター【資料 2-14～2-18】

国際センターは、本学の国際交流を推進し、もって本学の教育研究活動の向上と発展に資することを目的とし、国際センター所長、国際センター主任、各学部及び法務研究科選出の国際センター委員で構成する国際センター委員会で運営している。

本学の教育の特色となっている国際交流は、「キリスト教を基盤とする本学の建学の理想に立って、国際理解を深め国際平和に貢献することのできる人材の育成を目指す教育計画として本学が取り組んでいくに相応しい課題」である（国際交流計画策定当初の基本方針）。この理念を実現するため、1971 年に国際交流計画が策定され、同年から海外派遣留学制度がス

タートし、1973 年には留学生別科を開設。その後、短期語学研修等、夏期日本語研修、留学生のための宿舍の提供、教職員の交換制度等、総合的なプログラムへと発展している。また、従来の学生寮を統合し 2020 年度より運用している混在型国際教育寮「インターナショナルハウス」を管理運営しており、寮を起点とした多文化共生環境、国際交流機会を学生へ提供している。

(7) 入試センター【資料 2-19～2-21】

入試センターは、本学の学生募集及び入学者選抜に係る事項に関して計画的かつ統合的に推進することを目的とし、入試センター長、各学部長、大学事務長、入試部事務部長及び入試課長で構成する全学入試委員会で運営している。

本学では、各学部・各研究科がそれぞれ学生の受け入れ方針を明示し、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。また、多様な入試制度を設けて学生を受け入れるとともに、在籍学生数を適正に管理している。

(8) 言語教育センター【資料 2-22～2-24】

言語教育センターは、外国語（外国語としての日本語を含む）の教育を重視する本学の教育方針に則り、本学の言語教育の中核的な機関として、言語教育に関する方針及びプログラムを作成・実施し、全学的な言語教育及び研究を推進することを目的とし、言語教育センター長、教務部長、言語教育センター主任、各学部及び法務研究科選出の言語教育運営委員、言語教育検討委員長、言語教育センター事務室長で構成する言語教育センター運営委員会で運営している。

2012 年 4 月には、言語教育センター棟が建設された。施設としては、CALL 教室、LL 教室、AV 教室、視聴覚教材を活用できる自学自習用スペース等を備えている。また、教育プログラムについては、英語だけに限らずフランス語や中国語、韓国語のプログラムも展開している。

(9) キャリアセンター【資料 2-25～2-29】

キャリアセンターは、本学学生に対する就職支援及び就職紹介並びに正課外のキャリア形成支援等に関する施策を推進することを目的とし、キャリアセンター長、各学部長、大学院学務部長、法務研究科長、各学部及び法務研究科選出の委員、学生支援部事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会で運営している。

本学では、「西南学院大学の教育とキャリアガイダンス」に基づき、正課教育と正課外教育の連携を図っており、キャリアセンターでは、キャリアセンター長をはじめ、キャリアセンター委員である各学部長等と就職課が一体となり、正課外支援を中心にした社会人基礎力の養成や、就職説明会や多彩な就職支援行事の企画・実施、就職情報の収集・提供、進路相談への対応等を行っている。

(10) ボランティアセンター【資料 2-30～2-32】

ボランティアセンターは、ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置づけ、学生、教職員等によるボランティア活動の支援・促進を目的とし、ボランティアセンター長、宗教部長、学生部長、人間科学部社会福祉学科より選出された教員 1 名、大学事務長、キリスト教活動支援課長で構成するボランティアセンター運営委員会で運営している。

2012 年 7 月の設置以来、主に災害ボランティア、海外ボランティア、教育ボランティア、

障がい支援ボランティアについて、企画、提案や実施、情報発信等を行っており、学内や地域、国内外における幅広い活動を支援している。企画に際しては、外部団体と調整の上、ボランティアセンター運営委員会にて適切性を審議している。

(1 1) 西南コミュニティーセンター【資料 2-33～2-35】

西南コミュニティーセンターは、大学の知的資源、情報、施設・設備等を社会、特に地域社会に提供している。また、社会の大学に対する要請やニーズに適切に応えることにより、社会に奉仕し、社会に愛され、社会とともに教育・研究を発展させる大学を目指すことを目的とし、西南コミュニティーセンター長、教務部長、図書館長、学術研究所長、キャリアセンター長、大学事務長、総合企画部長、社会連携課長で構成する西南コミュニティーセンター運営委員会で運営している。

館内にはコンサートや講演会等が開催できるホール、会議室、多目的室、茶室等があり、これらは一般にも貸し出しており、本学の社会連携・社会貢献活動の一翼を担っている。

(1 2) 臨床心理センター【資料 2-36～2-39】

臨床心理センターは、地域住民に対する臨床心理相談及び臨床心理に関する援助活動並びに教育・研究を行うことを目的とし、臨床心理センター長、人間科学研究科長、臨床心理学専攻主任、臨床心理センター相談室員で構成する臨床心理相談室運営委員会で運営している。臨床心理センターは大学院生の臨床心理士養成のための研修施設を兼ねており、様々な臨床心理の分野（教育・医学・福祉・司法・産業等の各領域）で活躍する高度専門職業人（臨床心理士）の養成を目指している。

(1 3) 西南学院史資料センター【資料 2-40～2-43】

西南学院史資料センターは、学院創立者 C. K. ドージャー並びに学院関係者の事跡及びその歴史を明らかにし、建学の精神の涵養、歴史への理解とその継承を図ること、学院、バプテスト教会及び学院に連なる全ての関係者に係る資料の収集・保存及び調査・研究を行って、それを広く公開して交流の拠点となり、学院の教育並びに研究の充実及び発展に資することを目的とし、西南学院史資料センター長、大学図書館長、大学博物館長、大学神学部専任教員 1 名、中学校・高等学校専任教員 1 名、小学校専任教員、幼稚園専任教員、保育所専任保育士 1 名、総合企画部長、社会連携課長で構成する西南学院史資料センター運営委員会で運営している。

この他、建学の精神及び理念・目的のもと、学生・教員が教育・研究に邁進できるよう教務部、学生部、図書館、博物館、体育館等の組織を適切に配置しており、学問の動向や社会的要請、国際的環境等に対応しつつ、教育研究組織を充実させてきた【資料 2-2】。

点検・評価項目 2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価＞

本学では、内部質保証の方針、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」を整備し、内部質保証活動を行う責任主体、組織及び権限等をそれぞれに定め、点検・評価を実施している【資料 1-2～1-5】。

点検・評価の定期的な実施にあたっては、毎年、全学評価委員会において「自己点検・評価実施要領」を作成しており、具体的には、根拠資料等に基づき各学部、各研究科、各部局が自己点検・評価シートを利用して点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別評価委員会において点検・評価し、各組織単位で長所や問題点を抽出している【資料 1-6、1-8】。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

各学部、各研究科、各部局および個別評価委員会にて行った自己点検・評価の結果については、全学評価委員会にて、全学的な観点から点検・評価を行っている。その後、内部質保証委員会からの改善方針の提言を受け、各学部、各研究科、各部局へ「助言・指摘」、「改善指示」を行い、その内容に基づき、各組織単位において、改善・向上の計画的な実施が図られている【資料 1-16、1-19】。

例えば、文学部においては、自己点検・評価において抽出された、学科・専攻間の「垣根」を低くするとともに、学科・専攻の特性を残しつつ、共同でひとつの教育課程を構築するべきであるという課題のもと、協議、検討が重ねられ、2020 年度には外国語学部への改編が実現した。

2. 長所・特色

建学の精神「西南よ、キリストに忠実なれ」を具現化すべく宗教部を設置し、各種施策を実施している。その中でも本学独自の教育プログラムである「チャペルアワー」について、2020 年度のチャペルは新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの実施が中心となったにもかかわらず、年間合計 59 回開催したチャペルアワーの視聴回数は、年間延べ 15,417 回、1 回あたり平均は 261 回と例年の平均に達しており、コロナ禍においても一定の出席者を得ることができている。

この他、多彩なボランティアの企画・支援を行うボランティアセンターや、社会連携・社会貢献活動の一翼を担っている西南コミュニティーセンター等、建学の精神を具現化するために必要な教育研究組織を構築している。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び理念・目的の実現に向けて、また学問動向や社会的情勢を踏まえて、現在に至るまで時々の拡充を図りつつ、学士課程に 7 学部 12 学科、博士前期及び修士並びに博士後期課程に 7 研究科 9 専攻、専門職学位課程に法務研究科（法科大学院）（2019 年度から募集停止）、専攻科に 3 専攻科、別科に留学生別科を設置している。

また、大学の理念・目的の達成に資する組織として、研究所、センター等を適切に整備している。

これら既存の教育研究組織の適切性については、各学部・各研究科・各部局が個別に自己点検・評価を実施し、その後、基本問題評価委員会及び全学評価委員会において検証及び総括がなされ、

その結果に基づき改善を図っている。

以上のことから、建学の精神及び理念・目的に照らして社会的要請を踏まえつつ教育研究組織を設置し、その適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた一連の取り組みを行っており、内部質保証については、大学基準に照らして、概ね良好な水準であると言える。

第3章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

（1）学部

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、大学ホームページ及び学生便覧にて公開している【資料 1-11、3-1、3-2】。2019 年度に教学マネジメント委員会の下部組織として教育課程見直し検討委員会を設置し、2023 年度より新しい教育課程を施行するための見直し（以下「教育課程の見直し」という。）を進めている【資料 3-3、3-4】。この過程において、各学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の策定を目指し、本学学生として修得すべき知識、技能、態度等の学習成果について、協議を行った【資料 3-5】。

（2）研究科

研究科の学位授与方針を、博士前期課程・修士課程と博士後期課程に分けて定め、大学院ホームページ及び学生便覧において公開している【資料 1-12、1-13、3-6、3-7】。それらに基づき、授与する学位ごとに、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等を明示した学位授与方針を定め、大学院ホームページ及び学生便覧において公開している【資料 1-12、1-13、3-6、3-7】。

点検・評価項目2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点②：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

（1）学部

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、大学ホームページ及び学生便覧にて公開している【資料 1-11、3-1、3-2】。教育課程の体系や教育内容は明示されているものの、一部の学位においては、教育課程を構成する授業科目区分や授業形態等について触れていないため、教育課程の見直しにおいて、改正に向けた協議を行った【資料 3-8】。

（2）研究科

研究科の教育課程の編成・実施方針を、博士前期課程・修士課程と博士後期課程に分けて定め、大学院ホームページ及び学生便覧において公開している【資料 1-14、3-7】。それらに基づき、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を策定し、大学院ホームページ及び学生便覧におい

て公開している【資料 1-14、3-7】。

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性＞

（１）学部

現行の教育課程の編成・実施方針は、現行の学位授与方針に明示されている、学生が修得する能力を養成するための教育内容を定めており、両方針は整合している。教育課程の見直しにおいても、学位授与方針と連関することを念頭に置き、学位授与方針に明示する知識、技能、態度ごとに、教育課程の編成・実施方針の内容を設定することとした【資料 3-8】。

（２）研究科

教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に明示されている知識、技能、態度等の学習成果に沿って方針内容を定めており、学位授与方針と整合している。

点検・評価項目３：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

＜学士課程＞

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

＜修士課程、博士課程＞

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

＜専門職学位課程＞

理論教育と実務教育の適切な配置等

- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜適切に教育課程を編成するための措置＞

（１）学部

教育課程の編成・実施方針に基づき科目を配置し、教育課程全体と方針の整合性を保っている。これについては、学生便覧の各学科の章において、「履修指導」及び「授業科目表」によって示している【資料 3-1】。教育課程の見直しにおいては、この整合性をより明確に示すために、教育課程の編成・実施方針と科目が対応するカリキュラムマップを作成し、学生便覧等にて明示することとしている【資料 3-9】。

順次性については、各学科において、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期の配当を

行っている。また、体系性については、学生便覧の各学科の章において、「履修基準」や「履修モデル」によって示している【資料 3-1】。教育課程の見直しにおいては、カリキュラムツリーを作成し、学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当をより明確に示すこととしている。併せて、カリキュラムマップによって、教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と授業の関係（体系性）をより明確に示すこととしている。また、履修モデルを見直し、専門分野の学問体系及び学習の順次性を考慮した教育課程編成を示すこととしている【資料 3-9】。

単位の設定については、単位制度の趣旨に則り、「西南学院大学学則（以下、「学則」という。）」第 17 条にて、単位算定の基準及び講義の種類を定めている【資料 3-2】。

個々の授業科目の内容及び方法については、「西南学院大学講義要綱（以下、「シラバス」という。）」において示している【資料 3-10】。授業科目の位置付け（必修、選択等）については、各学位課程の特性に応じ、各学科にて定めている【資料 3-2】。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定については、教養教育として共通科目を、専門教育として専攻科目及び関連科目を開設し、それらが有機的に連関するよう各科目を配置している。また、共通科目は、初年次教育や高大接続を考慮し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てるために、各科目を配置している【資料 3-2】。教育課程の見直しにおいては、各学位課程において、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」という観点から、必要な授業科目を過不足なく開設し、体系性・順次性を考慮しながらカリキュラムを策定することとし、関連科目を廃止した。併せて、専攻科目も見直すことで、より精選されたカリキュラムを目指し、各学位課程にふさわしい教育内容を改めて設定することとしている【資料 3-9】。

これら教育課程の編成においては、全学内部質保証推進組織として教学マネジメント委員会及びその下部組織である教育課程見直し検討委員会において「教育課程見直しの全学的方針」を策定し、それに基づき各学部学科において教育課程の見直しを進めている【資料 3-11】。

（2）研究科

教育課程の編成・実施方針に定められた科目区分や科目名称に基づき、科目を配置することで教育課程全体と方針との整合性を担保している【資料 3-7】。教育課程の編成にあたっては、専門領域に関する理論や知識を習得するための科目、専門的知識を深め研究法を学ぶための科目を設け、順次性を確保している。学位課程によっては、基礎科目、展開科目、実習科目、研究指導あるいは特殊研究といった区分を設け、より順次性を明確にしている【資料 3-7】。科目によっては、履修すべき科目間の順序を西南学院大学大学院講義要綱にて示している【資料 3-12】。また、研究分野を科目名称に含めることで、当該学位課程において網羅的に科目が配置されていることが示され、体系性を確保している。学位課程によっては、研究分野に応じた科目部門を設けており、より体系性を明確にしている【資料 3-7】。これらの配慮に加え、全研究科において、履修モデルを作成し、専門分野の学問体系及び学習の順次性を考慮した教育課程編成を示している【資料 3-13～3-21】。さらに、各研究科履修指導要領により、修得すべき科目の種類（区分）や数、年次について定め、体系的かつ順次的な学習を促している【資料 3-22】。

単位の設定については、学則に準じている。

個々の授業科目内容及び方法については、西南学院大学大学院講義要綱において示している【資料 3-12】。授業科目の位置付け（必修、選択）については、各学位課程の特性に応じ、各研

究科履修指導要領により定めている【資料 3-22】。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定については、上述しているように、専門領域に関する知識を深める科目や、周辺領域について専門的知識を習得するための科目、研究手法を学ぶ科目、論文作成のための指導科目を中心に教育課程を編成し、各学位課程の特色に応じ、科目を配置している【資料 3-7】。

博士後期課程では、コースワーク、リサーチワークそれぞれの科目のさらなる充実や、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせについて協議し、大学院委員会にてコースワーク科目を設置することが承認された【資料 3-23】。今後は、2022 年度にコースワーク科目の運用開始を目標とし、各学位課程において具体的な科目の検討を引き続き行うこととしている。

これらの教育課程の編成においては、大学院委員会及び大学院 FD 委員会において、大学院全体の教育の在り方を検討し、各研究科・専攻委員会にて具体的な方策を協議している。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

(1) 学部

各学位課程の特性に応じ、民間企業や公的機関より講師を招聘したり、企業と共同で授業や講座を開講する等、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を実施している【資料 3-24～3-27】。教育課程の見直しにおいては、共通科目の科目区分を再編し、新たにデータサイエンス科目、ライフデザイン科目及びスタディスキル科目を開設し、大学における学修のみならず、社会的及び職業的自立にも寄与できる教育を実施することとしている【資料 3-28】。

(2) 研究科

博士前期課程・修士課程においては、各学位課程の特性に応じ、指導教員の細かな指導とともに、論文の中間発表会等を通じた指導教員以外の助言を受ける機会等を設け、十分な水準で期限内に修士論文を作成できるよう、専門的職業に求められる能力を養成する教育を実施している。

博士後期課程においては、各学位課程の特性に応じた「研究指導」科目を開設し、研究対象領域の水準を把握したうえで、自立的に研究を遂行し、高い水準の論文を作成するための指導を実施している。また、学会誌への投稿や学会発表等の活動を通じて、専門的職業に就く者としての社会的責任や倫理観も醸成する機会を設けている【資料 1-14】。

点検・評価項目 4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点①：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施

＜学士課程＞

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

＜修士課程、博士課程＞

研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

＜専門職学位課程＞

実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

（１）学部

単位制度の趣旨に鑑み、学科ごとに年間の履修可能単位数の範囲を「履修規程」にて定め、学生便覧にて明示している【資料 3-1、3-29】。

シラバスにおいては、授業の到達目標、授業の概要、事前・事後学修、授業計画（各回の授業内容）、成績評価の方法・基準等を明示している【資料 3-10】。ただ、実際に入力されている内容が各事項に沿ったものかの確認まではできていないため、今後改善を図る必要がある。シラバスと授業内容が整合しているかについては、学期ごとに学生に対して実施する「学修に関するアンケート」にて、状況を把握している【資料 3-30】。

また、学生が主体的に授業に参加するために、演習科目や実習科目を中心に、ディスカッションやディベート、グループワーク、ロールプレイといったアクティブ・ラーニングの手法を採り、修得した知識・技能を実践する授業内容を展開している。

在学生の履修指導は3月に、Moodle（学習管理システム）や教務課のホームページに資料と音声付き動画を掲載し、いつでもどこからでも確認可能としている【資料 3-31】。新入生の履修指導は4月のオリエンテーション期間に対面で実施し、その後も教務課のホームページに資料等を掲載し確認できるようにしている【資料 3-32】。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、指標は定められておらず検討も行っていないため、今後協議する必要がある。

効果的に教育を行うための措置については、教学マネジメント委員会及び教育課程見直し検討委員会において、年間の履修可能単位数を見直すこととしており、全学FD推進委員会等、関係委員会とともに、更なる検討を進める【資料 3-11】。

（２）研究科

学生の学習の効果を高めるため、研究科ごとに年間や在籍期間に応じて履修すべき単位数の目安を授業時間に加えた事前・事後の学習時間を確保できるよう、履修指導要領にて定め、学生便覧にて明示している【資料 3-7、3-22】。

シラバスについては、各項目を充足し、適切に授業を実施している【資料 3-12】。また、教員と受講生による議論を中心に授業内容が構成されることが自明であるため、シラバスもそのことを前提に作成されており、授業内容とシラバスとは基本的に整合している。

研究科においては、学生が主体的に授業に参加することが必然的に求められることから、より

発言しやすいよう授業での発言や発表を促している。また、院生会の活動や、自主的に勉強会を開いて議論の場をつくることや、研究会への参加を奨励している。

履修指導については、入学時オリエンテーションにおいて実施するとともに、在学中には指導教員を中心に、個々の学生の修学状況に応じた細かな指導を実施している【資料 3-33】。

年間の研究指導計画については、年度当初のガイダンスにおいて学生便覧等を用い説明するほか、大学院ホームページにおいて、修士及び博士学位（課程博士）申請論文取得までの日程を明示し、適切に実施している【資料 3-34～3-41】。

研究科の教育実施に際しては、大学院 FD 委員会を中心に、教育内容の改善及び向上に向けた協議を行なっている。そうした自己点検・評価活動結果は、教学マネジメント委員会にて報告され、その適切性について確認されるとともに、教学マネジメント委員会を通じて、内部質保証委員会からの提言等を受領し、更なる改善及び向上につなげている【資料 1-16、1-19】。

点検・評価項目 5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

(1) 学部

単位制度の趣旨に基づき、各授業科目において適切な単位認定を行っている。既修得単位等についても、学則、「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」、「西南学院大学主催語学研修の取扱いに関する内規」、「転入学生等の既修得単位の認定についての申し合わせ事項」等に基づき、適切な単位認定を行っている【資料 3-2、3-42～3-44】。卒業要件については、学生便覧において学科ごとに明示している【資料 3-1】。

成績評価の客観性を担保するための措置の一つとして、2019 年度に全学 FD 推進委員会において、成績評価の標語及び標語の意味について定義し、また、新たに 2 段階評定科目に使用する評定として、P と F を設ける等、見直しを行なった【資料 3-45、3-46】。一方で、教員間の成績評価基準の統一や標準化、成績評価の分布の設定等は特段実施しておらず、成績評価の客観性及び厳

格性を担保するための措置について、更なる検討が必要である。全学内部質保証推進組織として、教学マネジメント委員会や教育課程見直し検討委員会においても、学修者本位のカリキュラム構築を目指し、単位制度をより実質化させるためには、学生の学習成果の測定について、目的、達成すべき質的水準、具体的な実施方法等について方針を定める必要性が共有された【資料 3-11】。

(2) 研究科

単位制度の趣旨に基づき、各授業科目において適切な単位認定を行っている。また、既修得単位の認定も「西南学院大学大学院学則」及び各研究科規則に基づき適切に行っている【資料 3-47～49】。修了要件については、学生便覧において研究科ごとに明示している【資料 3-7】。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置や、成績評価及び単位認定に関わる研究科としてのルールは特段設けておらず、大学院 FD 委員会を中心に、今後検討が必要である。全学内部質保証推進組織としての教学マネジメント委員会の関与も求められる。

<学位授与を適切に行うための措置>

(1) 学部

学位論文審査は各学科にて実施されているものの、その基準が明示されておらず、客観性及び厳格性を確保するための措置がないことから、現行の運用を明文化する等、今後検討が必要である。

学位授与に係る責任体制及び手続については、各学部教授会がその責任を負うものとし、4年以上在学し、学則及び「履修規程」に定める各学部学科の所定の単位を修得し卒業する者に、「西南学院大学学位規則」に則り、学位を授与することを、学則において定め、学生便覧にて明示し、適切に学位授与を実施している【資料 3-1、3-2、3-50】。

今後、教学マネジメント委員会や全学 FD 推進委員会等にて、学位授与に関わる全学的なルールについて、特に学位論文審査基準に関する規程の制定等の対応を中心に検討が必要である。

(2) 研究科

学位授与に係る責任体制及び手続については、各研究科委員会がその責任を負うものとし、「西南学院大学大学院学則」及び履修指導要領に定める各学位課程の所定の単位を修得し修了する者に、「西南学院大学学位規則」に則り、学位を授与することを、学則において定め、学生便覧にて明示し、適切に学位授与を実施している。また、学位論文審査にかかる責任体制及び手続については、「各研究科学位授与基準に関する申し合わせ」において、審査委員会がその責任を負うものとし、審査基準に則り評価されることを定め、大学院ホームページにて公開し、適切に論文審査を実施している【資料 3-51～3-58】。

学位授与に関わる全学的なルールについては、特段設定されていないが、現在、各学位課程において適切に学位授与が実施されていることから、大学院委員会を中心に、それらを取りまとめる等の検討を行う必要がある。

点検・評価項目6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点②：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点③：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

(1) 学部

各学士課程において、分野の特性に応じた学習成果を測定する機会が設けられている。例えば、外国語学部外国語学科の「外国語コミュニケーション演習（英語／フランス語）」においては、「英語、フランス語の『聞く・話す・読む・書く』の4つのスキル」及び「アカデミックなコミュニケーションにおける、英語、フランス語の正確な運用能力」等の学習成果について、定期試験やレポート、授業での発表等の指標を通して測定している。その他の指標例については、具体的に以下が挙げられる【資料3-2】。

今後は、学習成果を測定するための指標を明示する等、検討が必要である。併せて、それらの指標が適切であるかどうか、全学的な方針を定めることを含め、確認することも必要である。

例		
学部学科	学習成果例とそれを測定する科目例	
神学部 神学科	・キリスト教神学に関する基礎的知識	「キリスト教神学への招待 A/B」
	・キリスト教神学に関する主体的自覚的な課題抽出能力	特殊講義、演習
	・キリスト教神学に関する学修の集大成	卒業論文
	・キリスト教神学に関するコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力	卒論構想発表会、中間発表会、最終発表会
外国語学部 外国語学科	・外国語に関する学修の心構えと学習スキル	基礎演習、導入演習
	・英語、フランス語の「聞く・話す・読む・書く」の4つのスキル ・アカデミックなコミュニケーションにおける、英語、フランス語の正確な運用能力	外国語コミュニケーション演習（英語／フランス語）
商学部 商学科 経営学科	・商学に関する勉学の自発性・継続性 2級ファイナンシャル・プランニング技能士検定、日商1級販売士検定試験、通関士試験、公認会計士論文	キャリア発展研究

	式試験、税理士試験、日商簿記検定試験 1 級、全経簿記検定試験上級、応用情報技術者試験、データベーススペシャリスト試験、システム監査技術者試験、中小企業診断士第 1 次試験、社会保険労務士試験、日本証券アナリスト協会証券アナリスト試験（第 2 次レベル試験）	
	・ 商学または経営学分野に関する課題解決能力 ・ グループワーク形式で実施する際の調査能力、討論能力、プレゼンテーション能力	ビジネスキャリア形成 演習
	・ 商学または経営学における学修の集大成	卒業論文
経済学部 経済学科 国際経済学科	・ 経済学に関する勉学の自発性・継続性 日商簿記検定試験、全経簿記検定試験、公認会計士論文式試験、税理士試験（簿記論及び財務諸表論）	キャリアのための資格
	・ 経済学に関する学修の心構えと学習上のスキル	基礎演習 I
	・ 経済学に関する基礎知識と思考方法 ・ 経済学に関する実践的な知識と応用力	演習 I
	・ 経済学に関する学修の集大成	卒業論文
法学部 法律学科 国際関係法学科	・ 法律学を学ぶ上での基礎力	基礎演習
	・ 法解釈学的な素養	法律学の基礎
	（国際関係法学科）・国際法・政治学を中心とする専門教育に必要な基礎英語力 ・ グローバル社会における物事の考え方	英書講読 I/II
	・ 実践的・社会的な課題に関する論述力 ・ 課題解決に向けた討論能力	専門演習
人間科学部 児童教育学科	・ 保育と教育に関する原理的な知識	保育原理
	・ 保育と教育に関する学修の心構えと学習スキル	基礎演習
	・ 保育と教育に関する実践的な知識と応用力	演習 I/II
	・ 保育と教育に関する学修の集大成	卒業論文
人間科学部 社会福祉学科	・ 社会福祉に関する基本的な知識	社会福祉原論 I/II
	・ 社会福祉に関する学修の心構えと学習スキル	基礎演習
	・ 社会福祉に関する実践的な知識と応用力	専門演習 I/II
人間科学部 心理学科	・ 心理学に関する基本的な知識	心理学概論 I/II
	・ 心理学に関する学修の心構えと学習スキル	基礎演習 I/II
	・ 心理学に関する実践的な知識と応用力	演習 I(A/B)、演習 II(A/B)
	・ 心理学に関する学修の集大成	卒業研究 A/B
国際文化学部	・ 異文化理解のために必要な学修の心構えと学	基礎演習 A/B

国際文化学科	習スキル	
	・歴史と文化に関する実践的な知識と応用力	導入演習 A/B、専門演習 A/B
	・歴史と文化に関する学修の集大成	卒論演習 A/B、卒業論文

(2) 研究科

各学位課程において、分野の特性に応じた学習成果を測定する機会が設けられている。例えば、博士前期課程・修士課程の演習科目や修士論文については、対象領域の研究水準に関する基本的な知識力、研究遂行能力、明瞭かつ独創的な研究課題設定力が挙げられる。また、博士後期課程の研究指導については、研究分野に関する高度な専門的見識、自立した研究遂行能力、新解釈や実証性を持つ研究課題設定力が挙げられる。

これらの学習成果を測定するための指標については、現行の運用を明文化する等、今後の検討が必要である。併せて、それらの指標が適切であるかどうか、研究科として方針を定めることを含め、確認することも必要である。

<学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

(1) 学部

問題解決力や思考力、姿勢、態度、経験等の汎用的な能力を把握及び評価するための一つの方法として、2020 年度より「GPS-Academic」をアセスメント・テストとして導入し、全学部学科の1・3年次に受検させている【資料 3-59、3-60】。この他、大学での学び及び生活全般について把握することを目的として4年次に卒業時調査を実施している【資料 3-61】。

また、卒業後の調査として、卒業生や就職先への意見聴取に向け、企業に協力を依頼しており、実施に向け準備を進めた【資料 3-62～3-65】。また、全学FD推進委員会においては、科目ルーブリックの導入について、検討がなされた【資料 3-66】。

学生の学修履歴及び活動履歴を記録し、学習成果を把握するための一つの手法として、学修ポートフォリオの構築についても検討がなされ、学内において収集する学生の情報を整理した【資料 3-67】。

(2) 研究科

個々の学生の学習に応じた学習成果の把握は指導教員を中心に行うことができているが、学生の研究分野が多岐にわたっている上、外国人留学生や社会人学生等も多く、単一のあるいは一定の測定指標や測定方法を導入しにくいという状況がある。こうした状況をふまえつつ、研究科全体として統一した具体的な学習成果の測定方法の制度化に向け、今後大学院FD委員会で改善を図る必要がある。

<学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり>

(1) 学部

学習成果の把握及び評価の取り組みについては、教育課程見直し検討委員会において、その

必要性を共有している。教育課程の見直しによって、学位授与方針に学習成果をより明確に示すため、個別授業科目レベルと学位課程レベルといったレベルでの測定や、正課活動と準正課・正課外活動といった、教育活動ごとの測定等、測定の方法等について協議した【資料 3-68】。

(2) 研究科

上述のとおり、大学院 FD 委員会において、研究科全体で統一した具体的な学習成果の測定方法を設定することの必要性を共有している。教学マネジメント委員会においても、教学マネジメント指針が求めている情報への本学の対応状況について報告がなされ、学習成果の把握及び評価について、全学をあげて取り組む必要性が確認されている【資料 3-69】。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価＞

学部、研究科ともに、内部質保証の方針、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」において定められている、内部質保証活動を行う責任主体、組織及び権限等により、点検・評価を実施している【資料 1-1～1-5】。

点検・評価の定期的な実施にあたっては、毎年、全学評価委員会において「自己点検・評価実施要領」を作成しており、具体的には、根拠資料等に基づき各学部、各研究科、各部局が自己点検・評価シートを利用して点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別評価委員会において点検・評価し、各組織単位で長所や問題点を抽出している【資料 1-6、1-8、3-69】。

教学マネジメント委員会においては、各学部・研究科、各センター及び各部局より提出される自己点検・評価シートを確認し、教育課程の内容や方法について、適切に実施されているかを点検している。特に、学士課程については、教学マネジメント委員会の下部組織として教育課程見直し検討委員会を設置し、教育課程の見直しを進めている【資料 3-3、3-4】。

上述のとおり、全学的な内部質保証推進体制は確立されているものの、学習成果の定期的な点検・評価に関しては、そもそも学習成果が適切に測定されていると言い難い状況であるため、点検・評価への活用についても学習成果の測定の改善と並行して改善を図る必要がある。また、一部の研究科では、教育課程およびその内容、方法の適切性については、個々の教員で検証・対応しているが、それを研究科委員会で組織的に議論するところまで至っていない場合や、学部教授会や学科協議会と構成員が重複するため、学部教授会開催時等に、研究科に関する意見も交換し、研究科点検評価委員会を改めて開催することをしていない場合があり、定期的な点検・評価活動の水準まで至っていないため、個別の点検評価活動を複数回実施する等、改善策を講じる必要がある。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

各学部、各研究科、各部局および個別評価委員会にて行った自己点検・評価の結果については、全学評価委員会にて、全学的な観点から点検・評価を行っている。その後、内部質保証委員会からの改善方針の提言を受け、各学部、各研究科、各部局へ「助言・指摘」、「改善指示」を行い、その内容に基づき、各組織単位において、改善・向上の計画的な実施が図られている【資料 1-16～1-19】。

学習成果の測定結果に基づく改善という点においては、上述のとおり、根拠となる学習成果の測定自体が十分に確立できていないため、改善を図る必要がある。

2. 長所・特色

各学位課程において、各学問分野の特性に応じた教育を実施している。2018 年度より教学マネジメント委員会が設置され、教育改善に関する大学運営が制度化されたことにより、教育活動に関する全学の目指す方向性が共有されやすくなった。同時期に、内部質保証推進体制も整ったことで、より一層、自律的な点検・評価体制が整った。

学部においては、教学マネジメント委員会の下部組織として、2019 年度より教育課程見直し検討委員会が設置され、三つの方針から見直す本格的な教育課程の見直しを図ることができている。研究科においては、2018 年度に、研究科全体の三つの方針を策定し、それに基づき各研究科の方針も見直すことができ、それ以後、それらの方針に基づく教育が実施されている。

3. 問題点

本学の教育について、その実施内容や手続を明示していくことが、今後の主な課題である。例えば、学部においては、学位授与方針における学修成果の明示や学位論文審査基準の明文化、教育課程を構成する授業科目区分や授業形態の明文化といった点が挙げられる。その他、1 授業あたりの適切な学生数について基準を定めることや、シラバスに入力された内容が項目の趣旨と合致するかについて確認する手段を検討することが必要である。

また、学部と研究科ともに、成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置の策定や、学習成果を測定するための適切な指標の設定が求められる。

4. 全体のまとめ

建学の精神及び理念・目的に基づく学位授与方針を定め、それと整合する教育課程の編成・実施方針のもと、適切な方法により教育が実施されている。教育課程の順次性や体系性を示す図表を学生便覧に掲載したり、事前・事後学習に関する具体的な指示についてシラバスに記載することを必須化したりすることで、学生の効果的な学習につなげている。さらに良い、学修者本位のカリキュラムを目指し、教育課程の見直しを行なっている。一方で、実施されている内容や手続について明文化されず、客観性や厳格性を担保できない点もあり、大学基準に照らして一部を充足できていないため、速やかに改善を図る必要がある。

第4章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点②：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 学部

学生の受け入れ方針を定め、入学試験要項及び大学ホームページにて公開している【資料 1-11、4-1、4-2】。入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める人間像が具体的に明記されていないため、その判定方法と併せ、検討し見直す必要がある。

(2) 研究科

授与する学位ごとに学生の受け入れ方針を定め、入学試験要項及び学生便覧にて公開している【資料 1-15、3-22】。一部の課程において、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める人間像が具体的に明記されていないため、見直す必要がある。

点検・評価項目2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点①：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点②：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点③：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点④：公正な入学者選抜の実施

評価の視点⑤：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 学部

学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備し、入試センターのもと厳格に入学者選抜を実施している【資料 4-3】。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報は大学ホームページおよび入学案内等に掲載し、公表している【資料 2-20、4-4】。

一般入試は学長を本部長として、副学長、学生部長、大学事務長、入試センター長、入試部事務部長等で構成された入試実施本部を中心に、教職員の組織全体が関与する形で適切に運営されている【資料 2-19】。一般入試以外の学校推薦型選抜等の入試については、入試センター長を責任者とする入試センターを中心に、関連する教職員が関与する形で適切に運営されている。この結果、本学の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針との整合性も取れている。

障がいのある学生や特定の配慮が必要な志願者に対しては、別室準備や障がいに対するサポートを提供する等、受験に際して可能な限りの配慮を行っている。

(2) 研究科

学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備し、大学院委員会の責任運営体制のもと、各研究科・専攻委員会にて、公正に入学者選抜を実施している【資料 3-48、4-5～4-19】。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、学生便覧、学生募集要項、大学院ホームページ等において明示し、公開している【資料 3-7、3-22、4-20、4-21】。

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点①：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

(1) 学部

学生の受け入れ方針に基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮して、各学部・学科（専攻）の入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則に定めている【資料 3-2】。2020 年度実施入学者選抜（2021 年度 4 月入学）においては、追加合格等の対応もあったが、入学定員 1,955 名に対して 1,957 名（入学定員に対する入学者数比率 100%）が入学し、適切な入学定員管理を行っている。

学士課程全体及び各学部・学科の在籍学生数は 8,263 名となっており、収容定員 7,815 名に対して適正な数を維持している。このため、収容定員に対して過剰又は未充足に関する対応は発生していない。

(2) 研究科

学生の受け入れ方針に基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮して、入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則に定めている【資料 3-47】。

一部の研究科では、収容定員を満たしていないため、大学院進学相談会及びオープンキャンパス等の学生募集を通じて、改善に向けた取り組みを行なっている。

点検・評価項目4：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）学部

学生の受け入れに関する点検・評価は、全学入試委員会を中心として実施している【資料 2-19】。入学者選抜における志願者数、合格者数、入学者数の分析を行い、また、入学者の成績動向等も確認しながら、入学者選抜のありかたを毎年検討し、制度の見直しを行っている。

加えて、各学部学科においても、教授会や学科協議会にて定期的に協議し、入試制度や募集要項等の見直しを行い、改善を図っている。

（2）研究科

学生の受け入れについては、各研究科・専攻委員会及び大学院委員会にて情報を共有し、自己点検・評価を行い、改善・向上に向けて協議を重ねている。

2. 長所・特色

入学者選抜制度や運営体制は適切に整備され、各学部・研究科が定める学生の受け入れ方針に基づき、公正に入学者選抜を実施している。学部においては、教科学力を中心に測る「一般選抜」に加えて、教科学力、思考力・判断力・表現力、主体性、協調性等を総合的に測る「総合型選抜」「学校推薦型選抜」も実施している。また、外国人や帰国生、国際バカロレア資格取得者に対する個別選抜も実施しており、多様な学生を受け入れるための選抜制度を整備している。

さらに、障がいのある学生に対しては、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付けるとともに、入学後の体制について本人の希望により授業や学生生活におけるサポート等の情報提供を丁寧に行っている。

3. 問題点

学部において、今後は入学者選抜の結果、学位授与方針を実現することができる学生を受け入れできているかを検証する仕組みを整備し、さらに制度の適切性を高めることが必要である。

研究科において、収容定員を充足できる在籍学生数の増加について、引き続き改善が必要である。

4. 全体のまとめ

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針をふまえた学生の受け入れの方針を定め、入学者選抜は適切に実施されている。研究科における収容定員数に対する在籍学生数の比率や未充足に関する対応については、速やかな改善が求められる。

第5章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点②：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知＞

本学院は、2016年5月に創立100周年を迎えるにあたって、現代の視点で建学の精神を見つめ直し、全構成員が一つの将来像に向かって共通の目標を持ち、創立100周年以降もさらに発展していくために「西南学院ビジョン2016-2025」を2014年度に策定し、それらのビジョンを具現化すべく、2015年度に「中長期計画2016-2025」を策定した【資料5-1-1】。また、中長期計画の折り返し期にあたる2020年度には、前半5年間の計画の進捗を踏まえて、「後期中期計画2021-2025」を策定した【資料5-1-2】。

管理運営の方針については、2016年度に基本問題評価委員会において、以下のとおり定めた。

管理運営の方針

持続的な変革と発展を支える組織を構築するために、迅速かつ効果的な意思決定に向けたガバナンス体制の強化を行う。そのために、下記の取り組みを行う。

《大学（教学組織）》

○学長支援体制の強化

- ・大学運営の中で生じる様々な課題の迅速かつ効果的な解決に向けて、学長支援体制を強化する。

○各種会議体や委員会のあり方の見直しと役割や権限の明確化

《学院（法人組織）》

○理事会体制等を見直し

学院や各学校・園・保育所に関する実質的な経営判断が迅速かつ効果的になされるように、最終意思決定機関としての理事会体制等を見直す。

管理運営の方針は、学内ポータルサイトに掲載して教職員で共有するとともに、大学ホームページにて公開している【資料5-1-3】。

点検・評価項目2：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点①：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点②：適切な危機管理対策の実施

＜学長及び役職者の選任方法と権限の明示＞

本学には、学長以下、副学長、宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長、法科大学院長等の役職を置いている。

学長は、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学学長に関する規程」に従い、「西南学院大学学長推薦規程」及び「西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則」に基づき推薦された者を理事会において選任する【資料 2-2、5-1-4～5-1-6】。学長の権限については、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学学長に関する規程」に定め、明示している【資料 2-2、5-1-4】。

副学長の選出方法と権限については、「西南学院大学規程」及び「西南学院大学副学長に関する規程」に定め、明示している【資料 2-2、5-1-7】。

宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長、法科大学院長等の役職者に係る選出方法と権限は、「西南学院大学規程」に定めており、それらに則って適切な運営がされている【資料 2-2】。

＜学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備＞

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、2015 年度の学校教育法等の改正に伴い、学則、「西南学院大学規程」等の諸規程を改正し、これらを明らかにした【資料 2-2、3-2】。

また、本学では全学に関する事項を審議する組織として、部長会議及び連合教授会を設けており、各会議体の審議事項の実施においては、学長の承認を得て、全学的な政策を執行している。部長会議及び連合教授会の構成員、審議事項、議決要件は、学則及び「西南学院大学規程」に明記され、それによって運営されている【資料 2-2、3-2】。

部長会議は、学長を議長とし、副学長、宗教部長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長、大学院学務部長及び法科大学院長を構成員としており、院長、副院長、宗教局長及び事務局長がこれに出席し、表決に加わることができる。部長会議では、主として、連合教授会への議案に代表される全学的な諸問題や大学の対外的な諸問題等の事項を審議している。

連合教授会は、学長を議長とし、専任教員全員を構成員としており、主な審議事項は、学則や大学規程の改正等全学的な教務に関する事項や学生に関する取り決め、学部長・その他の部長等を理事会に推薦する選挙、一般入試及び大学入学共通テスト利用入試の可否判定等の事項を審議している。

上述のとおり、全学的な各種政策については、各会議体で慎重に審議がされ、最終的には学長による意思決定のもと執行される体制を整備している。

<教授会の役割>

本学では、各学部及び専門職大学院に教授会を設置している。教授会の主な審議事項は、以下のとおり。

- ・所属教員の任免等、人事に関する事項
- ・学則又は大学規程のうち、所属学部に関する部分の改正等
- ・所属学生の入学、学籍、卒業及び賞罰等に関する事項
- ・教育課程や教育方法に関する事項
- ・学部長の推薦等

なお、大学院の各研究科には、「西南学院大学大学院学則」第 41 条に基づき研究科委員会が置かれ、研究科長のもとで大学院教育に関する事項を審議している【資料 3-47】。

<教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化>

学校法人の最終意思決定機関である理事会には、理事総数 16 名のうち、教学組織から学長、副学長 1 名、大学部長会議構成員のうちから 2 名の合計 4 名が理事として参画しているほか、西南学院の教育に理解のある者等その他の選出区分からも大学教員が数名選出されている。理事会のもとに設置されている常任理事会は、理事長、院長、学長、中学校・高等学校長、部長理事、事務局長等が構成員であり、教学からは、学長、部長理事が常任理事としてその構成員となっている。上述のとおり、教学と法人の連携のもとに意思決定がなされている。

また、2020 年度には、「学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程」を制定し、教学組織、法人組織の役割分担や決裁権限、責任等をさらに明確化した【資料 5-1-8】。

<学生、教職員からの意見への対応>

学生からの意見への対応については、学長ランチ（2020 年度は新型コロナウイルス感染症のため実施せず）の実施や学長行き意見箱の設置を通じて、学長が学生からの意見を直接聞くことができる機会を設け、学生からの要望等には必要に応じて学長の指示のもと関係部署が対応している【資料 5-1-9】。

教員からの意見への対応については、新たな政策に関しては連合教授会等で意見集約を行い、政策の策定につなげている。

職員からの意見への対応については、各課の業務を起点とし、上位の関係会議体を経て常任理事会等に政策を諮ることができる仕組みとなっている。

上述のとおり、全学の要求を吸収する仕組みによって、個々の計画を具体化している。

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策は、「西南学院大学危機管理規程」に定める西南学院大学危機管理委員会によって、その方針が策定されている【資料 5-1-10】。危機管理についても教育研究機関の社会的責任と受け止め、「中長期計画 2016-2025」にも危機管理体制の強化を取り上げており、2017 年度には

「学院危機管理基本マニュアル」を作成し、各学校・園・保育所に対して会議又は個別説明を行い、学院内で共有を図っている【資料 5-1-1、5-1-11】。

また、西南学院大学危機管理委員会が必要に応じて西南学院大学防火・防災対策委員会及び各種委員会等と連携を図ることとしており、適切な危機管理体制を敷いている。

2020 年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「西南学院大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」の策定、講義の実施体制を含む学生、教職員への感染防止対策を行った【資料 5-1-12】。

点検・評価項目 3：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点①：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

< 予算編成 >

予算編成については、「西南学院ビジョン 2016-2025」および「中長期計画 2016-2025」及び「大学第 13 次財政計画（2018 年度～2020 年度）」を踏まえつつ、以下の手順で予算編成を行い、理事会で承認後、各部門・部署に対し周知している【資料 5-1-1、5-1-13】。

- ・ 常任理事会で予算編成方針案を審議・承認し、方針を理事会で決議する。
- ・ 各部署が予算要求原案を作成する。
- ・ 経理課が予算要求原案を基に予算編成資料を作成し、財務委員会の協議を経て、学校ごとに予算査定会議で査定する【資料 5-1-14】。
- ・ 常任理事会が予算案を審議・承認し、評議員会に諮問し、理事会が予算を決議する【資料 1-31】。

また、補正予算は、当初予算編成時からの学生数及び教職員数の変更、所要経費等の追加・削減、前年度決算数値との関連を中心に、原則として人事（人件費に関する補正予算）、施設（施設・設備及び修繕に関する補正予算）及び編成作業を行う経理課の 3 課で行う。

補正予算編成前に新たな追加事業等が発生した場合は、特別予算申請により財務委員会及び常任理事会に上程し、そこで承認が得られれば執行が可能となる。この金額は補正予算として計上する【資料 5-1-15】。

補正予算確定後に緊急かつ突発的事項が発生した際には、予算超過申請により財務委員会及び常任理事会の承認を得た上で、原則として予備費の範囲内で執行を認めており、予算編成は適切に行われている。

< 予算執行 >

承認された予算の執行については、以下の役職者ごとに金額に基づく上限を設定した承認権限を設けて各部門・部署で行っている。また、執行内容の適切性は経理課においても確認を行っている。

- ・ 各部門・部署事務責任者
- ・ 経理課副課長
- ・ 経理課長

- ・財務部長
- ・経理責任者（常任理事（財務担当））

2020 年度から施行された「発注に関する決裁手続内規（2019 年 12 月 5 日制定）」に基づき、発注に関しても透明性の確保に努めている【資料 5-1-16】。

その他、予算の範囲内で対応ができない場合、特別予算申請による案件以外は、一定のルールを設けて予算科目間の流用を認めている。

＜予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立＞

予算執行状況及び予算残については、各部署に予算残高理由書の提出を求めるとともにヒアリングを実施し、経理課において一元的に把握している。しかし、予算執行による効果や予算残発生に伴う次年度以降の対応については、具体的な取り組みに着手できていないため、新たな取り組みを検討している。

点検・評価項目 4：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点①：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織及び各部署の担当業務は、「西南学院本部規程」、「西南学院大学規程」及び「西南学院本部・大学事務分掌規程」に定めており、業務環境に合わせて円滑な運営が可能となるよう継続的に事務組織の見直しを図っており、適切に機能している【資料 2-2、5-1-17、5-1-18】。

職員の採用については、「西南学院課長会議規程」に事務局専任職員、嘱託職員及び契約職員を採用する場合の選考手続等が定められており、当該規程に従って、採用試験委員会で募集要項及び選考方法を検討し、課長会議の承認を得た上で採用活動を行っている【資料 5-1-19】。

職員の人事考課や昇格については、「事務局職員人事考課規程」及び「人事考課ガイドブック」に従い運用を行っており、人事考課の結果を基に昇格者を決定している【資料 5-1-20、5-1-21】。中途採用者に対しては、新卒採用者との取扱いの整合を図るための特例や副課長への役職位任用に係る職能資格要件を緩和して運用を行う等、実態に即した運用を行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備に関しては、司書やカウンセラー資格を持つ専任職員を配置するだけでなく、システム関係や語学能力に優れた職員を計画的に採用し、業務内容の多様化、専門化に対応している。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係は、教員の教育研究活動を支える各部門に必ずそれらの業務を支援する事務組織を設置しており、その運営に関し職員が教員を支援する体制が取られている。本学では、職員も教学に係る各種委員会に構成員として参加しており、教職協働で教育研究に取り組むことができている。その他、解決すべき課題に応じて、教員と職

員が協働して大学運営を行っている。

また、適正な人員配置については、人事課において、各部署の必要人員数等を把握しており、必要に応じて派遣職員を補充する等、事務組織の機能が最大化される人員配置となるよう運営している。

点検・評価項目 5：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点①：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員に係るスタッフ・ディベロップメントについては、「西南学院事務局職員研修規程」に定められており、各選出母体から選出された委員で構成される職員研修制度運営委員会が実施主体となり運用している【資料 5-1-22】。職員研修制度運営委員会では、「職員研修ガイド」を毎年度作成し、「職員に求められる資質及び姿勢」を定めて、職員に公表している【資料 5-1-23】。なお、2020 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施研修を縮小したため、「職員研修ガイド」の作成を見送った。

「職員研修ガイド」には、当年度の職員研修計画の概要を掲載しており、研修区分としては、職場内研修、職場外研修、外部団体研修、自己啓発研修の 4 種に大別され、職場外研修は更に職掌・職能資格別研修、職位別研修、目的別研修の 3 種に分類される。研修内容については、それぞれの研修の目的に応じて職員研修制度運営委員会では協議し、検討している。個々の研修終了後は、研修年報等による振り返りとフィードバックを行っている【資料 5-1-24】。

教員も対象にしたスタッフ・ディベロップメントについては、毎年、前年度の決算説明会を開催し、本学の財務状況及び学校会計に関する理解を深める機会を設けており、教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている（2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った）【資料 5-1-25】。2020 年度は、「中長期計画 2016-2025」及び「大学第 14 次財政計画（2021 年度～2025 年度）」についての教職員を対象とした説明会（オンライン開催）を実施し、それぞれの計画に対する教職員の理解度の向上を図った【資料 5-1-26】。この他にも、教職員を対象に「大学改革フォーラム」や「ファカルティ・リトリート」を定期的に行っている【資料 5-1-27、5-1-28】。また、公益財団法人大学基準協会へ本学教職員を評価委員として推薦することによって、教職員の自己評価・点検に対する意識と知識の向上を図ると同時に、評価委員経験のある教職員を本学における全学内部質保証推進組織である内部質保証委員会へ参画させる事によって、大学運営にもその知見をフィードバックする体制をとっている。

点検・評価項目 6：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：監査プロセスの適切性

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証の方針、「内部質保証に関する規程」、「自己点検・評価規程」、「自己点検・

評価規程細則」及び「教学マネジメント委員会規程」を整備し、内部質保証活動を行う責任主体、組織及び権限等をそれぞれに定め、点検・評価を実施している【資料 1-2～1-5】。

点検・評価の定期的な実施にあたっては、毎年、「自己点検・評価実施要領」を作成しており、具体的には、根拠資料等に基づき各学部、各研究科、各部局が自己点検・評価シートを利用して点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別評価委員会において点検・評価し、各組織単位で長所や問題点を抽出している【資料 1-6、1-8】。

各学部、各研究科、各部局および個別評価委員会にて行った自己点検・評価の結果については、全学評価委員会にて、全学的な観点から点検・評価を行っている。その後、内部質保証委員会からの改善方針の提言を受け、各学部、各研究科、各部局へ「助言・指摘」、「改善指示」を行い、その内容に基づき、各組織単位において、改善・向上の計画的な実施が図られている【資料 1-16、1-19】。

また、監査プロセスの適切性についても、2008 年度に内部監査室を設置し、2009 年度から毎年、内部監査を実施するとともに、監事・監査法人・内部監査室の連携による三様監査を行っている。これらの監査は、「学校法人西南学院監事監査規程」、「学校法人西南学院内部監査規程」及び「学校法人西南学院内部監査実施細則」に基づき行っており、監査の結果、課題が判明した場合は、関連部署と連携して改善を進めており、適切なプロセスで監査が実施されている【資料 5-1-29～5-1-31】。

2. 長所・特色

「職員研修制度運営委員会」を中心とした組織的な体制のもと、職員の資質向上に向けて多種類の研修等を実施している。また、職員の行動指針である「職員に求められる資質及び姿勢」を定めて「職員研修ガイド」で周知するとともに職場内研修においても他部署職員の参加を推奨し、全学的にスタッフ・ディベロップメント活動へ積極的に取り組んでいる。また、公益財団法人大学基準協会へ本学教職員を評価委員として推薦することで、教職員の自己評価・点検に対する意識と知識の向上を図り、大学運営にもその知見をフィードバックする体制をとっている。

3. 問題点

予算執行に伴う効果を検証する仕組みについて、具体的な取り組みに着手できていないため、事業と予算を一体的に効果測定する仕組みを検討し、改善を図る必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を実現すべく管理運営方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表しており、学長等の役職者や教授会、理事会等に関しては、明文化された規定に基づき大学運営を行っている。法人と大学の運営に関する業務及び教育研究活動の支援等を適切に行うための事務組織を設置しており、各部署には適正な人員の配置を施し、規程に基づく公正な人事を執り行っている。

また、教職員の意欲・資質の向上を図るための方策として、各種研修制度の整備を行っており、スタッフ・ディベロップメントを組織的に実施している。

大学運営の適切性に関する検証では、点検・評価の体制、手続等を明確にして、検証プロセ

スを適切に機能させ改善につなげている。

以上のことから、建学の精神及び理念・目的の実現に寄与する大学運営を行っており、大学基準を充足していると言える。

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目1：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点①：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点②：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

＜中長期計画に則した中長期の財政計画の策定＞

本学では、一定期間ごとに財政計画を策定しており、2020年度までは、実施期間を2018～2020年度の3年間とした「大学第13次財政計画（2018年度～2020年度）」を遂行した【資料5-1-13】。

「大学第13次財政計画（2018年度～2020年度）」の策定においては、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」に沿って事業を展開するために、業務の再構築（重点の選別及び生産性向上）を進めることを前提として、事業と財政面との整合性を確保することを重視した計画とした。本学の財政計画は、大学総合計画委員会で原案を策定し、関係会議体を経て、理事会において承認している【資料5-1-1】。

2020年度の「後期中期計画2021-2025」の策定に伴い、「大学第14次財政計画（2021年度～2025年度）」を併せて策定した【資料5-1-2、5-2-1】。

＜財務関係比率に関する指標又は目標の設定＞

財政計画策定にあたり、収支バランスを考慮した上で事業計画の決定を行っており、財務関係比率に関する指標等は、同系統の法人の過去5年間の財務関係比率を参考に経理課において定めている【資料5-2-2】。

本学の財務関係比率については、以下のとおり、全国平均（「令和2年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）令和元年度財務比率表（系統別）-大学部門-文他複数学部）と比べて、遜色ない数値となっている【資料5-2-3】。

2020年度の本学の「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率」（大学部門）（大学基礎データ表10）は、人件費比率52.8%（全国平均50.5%）、教育研究経費比率29.7%（全国平均33.3%）、事業活動収支差額比率11.9%（全国平均6.7%）、学生生徒等納付金収入比率81.4%（全国平均83.8%）となっており、全国平均と概ね同等もしくは上回る結果となっている。ただし、教育研究経費比率については、全国平均と比較すると低い数値となっており、支出項目に改善の余地がある。

経営状況を計る指標となる事業活動収支差額比率に関しては、2020年度は全国平均と比べて非常に高い数値となっており、過去5年間（2015～2019年度）で見ても10%前後で推移しており、安定している。

点検・評価項目 2：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点②：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点③：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

＜大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財政基盤＞

本学では、教育、研究及び社会貢献の3つの機能を果たすために、「西南学院の使命」、「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016－2025」を定めて、それらの実現のために、必要な財政基盤を確立し、効率的な予算配分及び執行に努めている【資料 1-10】。

上述の「西南学院ビジョン 2016-2025」及び「中長期計画 2016-2025」において、「健全な財政基盤の確立に向けた点検と改善検討」をアクションプランとし、補助金の獲得強化及び計画的なキャンパス整備を重点課題として謳っている。

2020 年度時点の財政状況は、「貸借対照表関係比率」（大学基礎データ表 11）のとおりである。資産の構成を全国平均（「令和 2 年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）、5 カ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）－大学法人－）と比べると、固定資産構成比率が 86.8%（全国平均 86.7%）と高くなっている。これは施設設備の整備事業を行いつつ、永続的な教育研究環境の維持のために必要となる資金（引当特定資産（固定資産））の形成を並行していることによる。このことにより流動資産構成比率は 13.2%（全国平均 13.3%）と低くなっているが、流動比率 340.9%（全国平均 251.8%）や前受金保有率 543.0%（全国平均 348.8%）のとおり、負債に対する資産の流動性は十分に保たれている。資産の取得源泉の構成比では、純資産構成比率（自己資金構成比率）が 91.6%（全国平均 87.8%）に達しており、全国平均と比べても高い水準を維持できている【資料 5-2-4】。

これらの数値等からも本学は中長期計画等を実現するために必要な財務基盤を確立している。

＜教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み＞

上述のとおり、本学では、「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016－2025」を踏まえ、一定期間ごとに財政計画を策定している。

また、「中長期計画 2016－2025」は、大学をはじめとして各学校・園・保育所の構成員が各組織において検討を重ね、各構成員の意向を可能な限り反映し、実現可能性を重視した計画である。

実施期間を 2018～2020 年度の 3 年間とした「大学第 13 次財政計画（2018 年度～2020 年度）」は、「中長期計画 2016－2025」前半部分（2016～2020 年度）の事業計画と連動させる形で策定している。「大学第 13 次財政計画（2018 年度～2020 年度）」の策定に当たっては、事業と財政面との整合性を確保することを重視して策定しており、教育研究活動の遂行にあたっては財政面の裏付けもあり、教育研究活動と財政確保の両立が図られる仕組みとなっている。2020 年度の「後期中期計画 2021-2025」の策定に伴い、「大学第 14 次財政計画（2021 年度～2025 年度）」を策定し、後半部分（2020～2025 年度）の事業計画と連動させる形をとっている。

＜外部資金の獲得状況、資産運用等＞

○文部科学省科学研究費補助金

2016 年度から継続して科学研究費補助金に係る説明会を実施してきたが、採択件数にばらつきがあるため、2018 年度の応募分から外部の民間 URA 機関に応募書類の添削を実施【資料 5-2-5】し、採択件数の増加を目指している。外部の民間 URA 機関による応募書類の添削を継続して実施することで、科学研究費補助金の採択率を向上させ、外部資金の獲得強化に努める。2020 年度の科学研究費補助金の応募は 48 件に対して、採択は 14 件であった【資料 5-2-6】。

○寄附金

2018 年 4 月から「西南学院大学サポーターズ募金事業」を開始した【資料 5-2-7】。「西南学院大学サポーターズ募金事業」は用途を①大学奨学金、②教育・研究活動支援、③スポーツ・文化活動支援（各クラブを指定）、④グローバル人材育成支援、⑤ボランティア活動支援に区分し、寄付金を募っている。2020 年度は、40,318,020 円の実績であった【資料 5-2-8】。

○資産運用

資産運用については、「西南学院資金運用委員会内規」及び学内の基準に基づき、安全かつ効果的な運用を行っている【資料 5-2-9】。

毎年度、上記の内規及び基準に基づいて策定した当該年度の資金運用方針案を資金運用委員会において検討し、常任理事会で承認を受けた上で運用している。

運用状況については、経理課長が月に一度「資金運用状況報告書」を作成し、理事長に提出している【資料 5-2-10】。

その他の外部資金として私立大学等改革総合支援事業補助金等の獲得を目指し、教育研究活動の充実と質の向上に全学的に取り組んでおり、その結果、2020 年度はタイプ 3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）に選定された【資料 5-2-11～5-2-12】。上記以外でも、教育研究に支障のない範囲で外部団体へ教室貸出等を行っており、2020 年度の施設設備利用料収入は、12,098,140 円の実績であった【資料 5-2-13】。

今後も教職員が一体となり、補助金等の外部資金の獲得に注力する。

2. 長所・特色

教育研究計画と財政計画の立案を「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016－2025」、「大学第 13 次財政計画（2018 年度～2020 年度）」を通して連関させており、2020 年度には、「後期中期計画 2021－2025」と連動する「大学第 14 次財政計画（2021 年度～2025 年度）」を策定することで、教育研究計画と財政計画の連関のさらなる強化を図った。このように、財政に裏打ちされた教育研究の十全な遂行がなされている。また、財務関係比率についても、全国平均と比較し概ね高い水準を維持しており、各種計画を遂行していくために必要な財務基盤が確立されている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016－2025」、「大学第 13 次財政計画（2018 年度～2020 年度）」のもとで事業及び財政運営を行い、毎年度実施する自己点検・評価や事業報告書の作成をとおして事業の進捗状況・財政状況等を適切に管理し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。また、2020 年度の「後期中期計画 2021-2025」の策定に伴い、後半部分（2021～2025 年度）の事業計画と連動する「大学第 14 次財政計画（2021 年度～2025 年度）」を策定した。

現在の財政状況については、経営状況を計る指標となる事業活動収支差額比率等も高い水準を安定的に維持しており、他大学との比較に照らしても教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016－2025」を着実に遂行しつつ、財政の健全性・安定性を維持していくために、外部資金の獲得強化策に継続して取り組むとともに、今後の課題として、財務関係比率に関する指標等を適切に設定し、当該指標等を着実に達成していくことで大学運営機能の一層の充実・強化を図る。

上述のとおり、一部改善を要する項目もあるが、良好な財政状況のもと教育研究活動を安定して遂行できていることから、大学運営・財務については、大学基準に照らして、概ね良好な水準であると言える。